



久米島町空き家活用促進補助金交付要綱 の一部改正について

久米島町内に存在する空き家を有効活用し、空き家の改修を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する久米島町空き家活用促進補助金制度があります。

対象を拡大します！



改正点：補助金交付対象者の拡大

【補助対象者】

所有者：補助金の交付を受けた日から起算して3年以上引き続き空き家バンクへ登録すること

申請者：3年以上引き続き居住する意思があること

空き家活用をさらに推進するため
対象を拡大します

18歳以下の子育て世帯

妊婦の方（母子手帳の交付を受けた母子を含む世帯の代表者）

※補助金を利用するには、空き家バンクへの登録が必要になります。（役場ホームページをご覧ください）

空き家・空き地バンクのご案内

- 空き家・空き地を「売りたい、貸したい」という所有者と、「買いたい、貸したい」という方をつなげる仕組みです。
- 提出書類：所有者：「登録申込書」と「利用誓約書」
利用希望者：「利用誓約書」と「利用希望者情報シート」

役場にてお受け取りになるか、
役場のホームページにてダウンロード
お願いします。

※令和4年度より「空き家・空き地活用相談員」を設置しました。空き家・空き地活用等について気軽にご相談ください。

空き家・空き地相談員：矢島 ☎090-1368-9340

お問合せ：久米島町 企画財政課 ☎098-985-7122

ホームページは
こちらから→



コミュニティ助成事業について

（財）自治総合センターでは、全国自治宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源とし、地域住民の行うコミュニティ活動を推進し、その健全な発展と住民福祉の向上を図るとともに、宝くじの社会貢献広報に資するため、「コミュニティ助成事業」を実施しています。

久米島町では令和4年度に、この事業を活用して字大田、鳥島、山城、兼城、比屋定において地域コミュニティの活性化を目的にイス、テーブル、テント等の整備を行いました。

各字では本事業で整備された設備を活用して、今後も地域コミュニティの維持と強化を図ります。

納入備品写真 >>



お問合せ：久米島町 総務課 ☎985-7121